

京都大学	博士（ 人間・環境学 ）	氏名	桑原 啓
論文題目	ひきこもり経験と実践のエスノグラフィー——後期近代の労働と規範の行方		
（論文内容の要旨） 本研究は、労働をめぐる社会規範という観点から、ひきこもり現象や福祉実践のあり様を論じたものである。 本研究の調査協力者は、①ひきこもり経験者への福祉的な支援を行っている施設の（元）利用者（ひきこもり経験のない（元）利用者も含む）、②支援施設の（元）職員、③施設の周辺地域の住人である。 以下、各章ごとの主な内容を示す。 第1章では、ひきこもり現象に関する先行研究を年代別に記述した上で、下記の問いを設定している。①先行研究によって記述されてきたライフコース上の社会規範は、「学卒即就職」という点で概ね一致していたが、初期の先行研究が発表されて20数年が経過した今日では、特に労働に関して、はたしてどの程度有効と言えるのか。また、その規範の内実には変化がないのか。②福祉実践はどのようにしてその規範と対峙するのか。 第2章では、労働をめぐる社会規範に議論を特化し、主に第1章の問い①に関して、マクロな構造的・理論的文脈から考察をおこなっている。その結果、労働をめぐる社会規範は依然として根強く残存し、ひきこもり経験者を強固に縛る鎖として機能しているものの、他方で、ひきこもり経験者にとって、それがリアリティを失いかけている可能性があることが指摘された。 第3章では、状態としてのひきこもりを伴いつつも、必ずしもひきこもりと同定されないひきこもり傾向概念の使用法について、新聞記事データベースを対象とした分析を行っている。その結果、他者に迷惑をかけてはいけないという規範による過剰包摂が生じていたことが見出され、また次の2点等が明らかになった。①「迷惑をかけないためにひきこもり傾向に至る」（論理A）と、「ひきこもり傾向にあることで、他者や社会に迷惑をかけている」（論理B）という両義的側面が存在すること。②論理Aが前景化することで、論理Bが隠蔽されるという二重の排除図式（排除の曖昧化）が存在すること。 第4章から第8章までは、ひきこもり経験者等の支援を行っている2つの支援施設およびその周辺地域の事例を扱っている。第4・5章が施設A、第6・7・8章が施設B（C町）におけるエスノグラフィーである。 第4章では、施設Aのカフェ活動に参加した利用者（ひきこもり経験者）や職員（支援者）の認識を検討し、支援施設の活動の複合的な性格を確認している。施設Aでは、一見して就労支援（労働）に思えるカフェの運営が、居場所活動として位置づけられていたことから、このカフェ活動に、居場所活動と労働（就労）の両義性が見出された。			

第5章では、第4章の数年後に施設Aで行った調査をもとに、いかにして就労としての要素を帯びた実践が、居場所活動として成立しているのか、そのメカニズムの解明を試みている。その結果、他の居場所のための活動等との経済的・時空間的連続性が、カフェ活動を居場所の延長として機能させていることが明らかになった。

第6章では、C町に施設Bが参入した際の支援実践を対象に、主にネットワークの維持・形成過程に着目した記述・分析を行っている。その結果、異質な集団内部の「よそ者」を戦略的に見出すことにより、施設BがC町への参入当初、「よそ者」として排除されるリスクを最小限にとどめることができたことが明らかになった。

第7章では、ひきこもり経験を有し、施設Bを利用しながらも支援の継続が断念され、最終的に別の施設に移ることとなった若年（成人）男性に関するシングル・ケースを記述している。そのひきこもり経験者は、労働市場への参加に不安を抱えながらも、支援を受けることを忌避する傾向にあった。そのような忌避傾向は、能動的・自己選択的な自助努力という社会規範の内面化（過剰包摂）により、支援を受ける前提である、受動性の発揮の可能性が排除された結果として生じたと分析された。

第8章では、施設利用を契機にC町に移住したひきこもり経験者にとっての移住の動機とその前後の状況を分析している。その結果、下記の点等が明らかになった。①ひきこもり経験に関連するリアルタイムの相互行為の対象となった他者の有無が、ローカルな生きづらさと関係していること。②移住前後の地域をめぐる①の差異により、移住先での匿名性の低さは大きな問題とはみなされず、その点で移住生活に支障はないこと。③ひきこもり経験者による移住の機能として、（ローカルな生きづらさと関係する）地元・親元ネットワークの回避がなされていること。これらの結果から、ひきこもり経験者の一部を、潜在的に移住のニーズのある主体として捉え直す必要があることが示唆された。

第9章では、第1章で設定した2つの問いに答える形で全体的な考察を行っている。結論は以下のとおりである。①近年では、正規雇用を志向しつつも、非正規雇用にとどまることを現実的な選択肢として許容できる程度には、ひきこもり経験者にとっての労働上の「普通」のハードルが下がっている。しかしながら、労働に関する規範的圧力はむしろより強くなり、露骨に最低限の経済的自立を要請するようになっている。②そうした状況における福祉実践として、2つの施設の事例を参照することで、労働からの「ずらし」の実践（労働とされる行為になんらかの社会的意味という固有の価値を付与する実践）がひきこもり経験者の包摂戦略として有効である。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、ひきこもり支援施設でのフィールドワークに基づき、労働をめぐる社会規範という観点から、ひきこもり現象やひきこもり経験者を支援する福祉実践のありかたを論じたものである。その目的は、ひきこもり現象の記述と分析を通じて、逆照射的に現代日本社会を捉え直すことにある。

本論文の学術的意義は、主として下記3点にまとめることができる。

第1に、2つの支援施設での5年以上にわたる丹念なフィールドワークに基づく厚く詳細な記述によって、引きこもり経験者を支援する福祉実践の現場の特徴的状況が、きわめて具体的に描き出されている点である。たとえば第4章・第5章では、施設Aのカフェの運営への継続的な参与観察によって、カフェが居場所と労働との両義性をもつ空間であることが、当事者の視点に寄り添いつつリアルに記述されている。この記述によって、ひきこもり支援の福祉実践それ自体が本質的に有する、居場所づくりと就労支援との両義性を、非常に説得力をもって呈示することに成功している。

第2に、先行研究との差異化として、社会学がひきこもり現象を研究対象とし始めた約25年前(2000年前後)と比べると、次のような労働をめぐる社会規範の変化が生じていることを明らかにした点である。すなわち、近年では労働上の「普通」の範型が完全に崩壊したとまでは言えないものの、選択の幅は下方修正的に広がっており、その結果として、正規雇用を志向しつつも非正規雇用にとどまることを現実的な選択肢として許容できる程度には、ひきこもり経験者にとっての「普通」のハードルが下がっている。

ただし、このように規範の要件自体は低下したものの、就労への規範的圧力は依然として低下しておらず、むしろそのプレッシャーは剥き出しになり、より露骨に最低限の経済的自立を要請するようになっている。そのために、ひきこもり経験者の生きづらさはまったく軽減されていないことを明らかにした点も、重要な知見である。

第3に、ひきこもり経験者とその支援の以上のような状況、およびその背景としての現代日本社会における労働をめぐる社会規範の特徴を、Z. バウマンやJ. ヤングの理論枠組みを援用することで、社会学的後期近代論の文脈の中に適切に位置づけている点である。とりわけ、ヤングの「過剰包摂型社会」(「包摂と排除の両方が一斉に起きていて、大規模な文化的包摂と系統的かつ構造的な排除が同時に起きている」ような社会状況)の概念が重要であり、これを援用することで、上述のように、ひきこもり経験者の生きづらさが依然として軽減されていない状況を、労働をめぐる社会規範への「過剰包摂」として解釈することができる。

以上のような考察は、理論的貢献として重要であると同時に、実践的にも大きな意義をもつ。それは、施設A、Bの両事例を参照して、労働からの「ずらし」の実践による、ひきこもり経験者の包摂の可能性を呈示している点にみられる。労働からの「ずらし」とは、労働とされる行為になんらかの社会的意味（たとえば、上述のような「居場所」としての意味）という固有の価値を付与する実践である。とりわけ現代日本社会においては、労働の価値が失われつつあるからこそ、いかにして労働に対して新たな価値を再び付与するかが問われていることを、こうした労働からの「ずらし」の実践は示唆しているともいえよう。

以上のように、本論文は質的調査に基づく優れた社会学的研究であり、専門的かつ独創的な高い価値を有しているが、他方で、下記のような課題の存在も指摘される。

本論文は、上述のように、ひきこもり支援の福祉実践の現場に焦点化したものであり、その反面として、福祉実践によっても包摂が困難であるようなひきこもり経験者に対して、どのような対処が可能なのかという実践的道筋については、明確な展望が得られていない。

具体的には、第7章で記述されている、施設Bを利用しながらも支援の継続が断念され、最終的に別の施設に移ることとなった若年（成人）男性に関するシングル・ケースがある。そのひきこもり経験者は、労働市場への参加に不安を抱えながらも、支援を受けることを忌避する傾向にあった。そのような忌避傾向は、能動的・自己選択的な自助努力という社会規範の内面化（過剰包摂）により、支援を受ける前提である、受動性の発揮の可能性が排除された結果として生じたと分析されていた。このようなケースは、そもそも支援という福祉実践そのものの本質的な限界性を示すとみることもできるが、自助努力を要求する社会規範による過剰包摂という構造は、他のひきこもり経験者とも共通するものであり、その意味で、第7章のようなケースへの実践的対処という課題は、本論文全体の問題意識に包含されるべきものであるともいえる。

以上のように、本論文には若干の課題の存在が指摘されるものの、この課題への取り組みは、むしろ学位申請者の今後の研究の発展に期すべきものであり、先述した、本論文の有する高い専門的・独創的価値そのものを減じるものではない。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和6年7月30日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 令和 年 月 日以降